



新入学児童祝品事業 (はじまるよ!! いちねんせいおうえんじぎょう)

～4月に小学校へ入学する児童と同居するひとり親世帯等の皆さまへ～

鉢田市社会福祉協議会では、共同募金で集められた募金の一部を、ひとり親世帯および両親のいない子の世帯に対して、小学校入学準備に伴う学用品購入経費の一部を支援するため、お祝い品をお贈りいたします。

◆対象者 鉢田市に住所を有する小学校入学児童と同居する世帯の養育者で、次の各号のいずれかに該当する世帯（令和8年1月1日現在）

- 1) ひとり親世帯（母子・父子世帯）
- 2) 両親のいない子の世帯

※ 該当する世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する世帯は対象外となります。

- ①生活保護を受給している世帯
- ②事実上の婚姻関係が認められる世帯

◆申請書設置場所 鉢田市社会福祉協議会鉢田本所・各支所

鉢田市社会福祉協議会ホームページ（ダウンロードできます）

◆申請方法 申請書に必要事項を記入のうえ、鉢田市社会福祉協議会本所・各支所へ持参いただくか郵送にて提出ください。

◆申請期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月20日（金）まで

◆祝品の内容 新入学児童1人につき
〔体操服上下、ハーフパンツ、半そで（名前刺しゅう入）1セット、紅白帽1つ〕

◆受領方法 養育者へ祝品と引き換えることができるクーポン券を郵送いたします。

◆決定通知 決定された方には、3月上旬頃までに通知いたします。

*このチラシは、すべての新入学児童の養育者に配布しています。内容を確認いただき、該当する場合には申請ください。



【お問合せ先】

社会福祉法人 鉢田市社会福祉協議会
鉢田本所 鉢田市当間228番地 TEL32-5831
旭支所 鉢田市造谷605番地3 TEL37-3571
大洋支所 鉢田市汲上2602番地3 TEL34-5200

この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています。

様式第1号

令和 年 月 日

新入学祝品事業（はじまるよ!!いちねんせいおうえん事業）申請書

社会福祉法人 鉢田市社会福祉協議会

会長 岸田 一夫 様

申請者 住 所
(養育者) 氏 名
連絡先

新入学児童祝品事業実施要項第3条の規定により、祝品の支給を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

(ふりがな) 入学予定 児童氏名	性別	続柄	生年月日	住 所	現在通園してい る施設名	入学予定の 学校名

※申請に伴い、世帯構成員の判断に必要な情報について、鉢田市に照会し確認することを同意します。

この事業は、赤い羽根共同募金運動による配分金並びに市民から寄せられた善意金を基に実施しております。